

履歴事項全部証明書

三重県三重郡菰野町蛇不老 8515 番の 9

福富寺

会社法人等番号 1900-05-009600

名称	福富寺	
主たる事務所	三重県三重郡菰野町蛇不老 8515 番の 9	
法人成立の年月日	平成 19 年 2 月 28 日	
目的等	この法人は、弘法大師の立教開宗の教旨に基づいて、真言宗の教義をひろめ、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とし、その目的を達成するための業務を行う。	
役員に関する事項	<p>大阪府吹田市藤白台二丁目 25 番 1 号 <u>代表役員 岩本 隆昌</u></p> <p>高知市潮見台三丁目 1402 番地 <u>代表役員 金井つきか</u></p>	<p>平成 22 年 11 月 19 日辞任</p> <p>平成 22 年 11 月 24 日登記</p> <p>平成 22 年 11 月 19 日就任</p> <p>平成 22 年 11 月 24 日登記</p>
公告の方法	事務所の掲示板に 14 日間掲示して行う。	
基本財産の総額	金 3317 万 9356 円	
境内建物、境内地、宝物の処分等に関する定め	<p>次に掲げる行為をしようとするときは、総代の同意を得た後、その行為の少なくとも 2か月前に、信者その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。但し、第 3 号から第 5 号までに掲げる行為が、緊急の必要に基づくものである場合、及び第 5 号に掲げる行為が一時の期間内に係るものである場合は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分し、又は担保に供すること。 ② 借入（当該会計年度内の収入で償還する、一時の借入を除く）又は保証をすること。 ③ 主要なる境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替えをすること。 ④ 境内地の著しい模様替えをすること。 ⑤ 主要な境内建物の用途、若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらをこの法人の主たる目的以外の目的のために、供すること。 	
登記記録に関する事項	設立	平成 19 年 2 月 28 日登記